

平成24年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成24年2月28日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第6 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第4号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合格約の変更について
- 日程第9 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第10 議案第6号 瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについて
- 日程第11 議案第7号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第12 議案第8号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第13 議案第9号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第19号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第20号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第21号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第22号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第27 議案第23号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第28 議案第24号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第29 議案第25号 平成24年度瑞穂市一般会計予算  
日程第30 議案第26号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算  
日程第31 議案第27号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第32 議案第28号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算  
日程第33 議案第29号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算  
日程第34 議案第30号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第35 議案第31号 平成24年度瑞穂市水道事業会計予算  
日程第36 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠

総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田 薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡 敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林 鉄雄
監査委員 事務局 局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書 記	清水千尋
書 記	今木浩靖		

### 開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第1回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号9番 広瀬捨男君と10番 土田裕君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの23日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの23日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず、5件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして5件報告します。ちょっと長くなります。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年10月分、11月分、12月分が実施されました。平成23年10月分と12月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。平成23年11月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

なお、下水道事業特別会計歳出の総務費において、当月支出負担行為額がマイナスとなって

いたため内容を確認したところ、消費税及び地方消費税の更正請求をし、その処理を更正請求の提出日で行ったことによるものであった。本来、この会計処理における負担行為整理日は更正通知があった日である。今後はこのようなことがないように、各課への指導を徹底いただきたいとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、11月1日に牛牧第2保育所を対象に実施されました。

初めに財務について、財務の執行は牛牧第2保育所が執行するもの以外に保育所全体の経費として、教育総務課・幼児支援課がそれぞれ執行するものがあるため、保育所全体として次のとおりであった。

需用費でデジタルカメラを購入しているが、それは瑞穂市会計規則第77条第2項第1号に規定されている価格が2万円以下ということから消耗品と判断したことによると思われる。しかし、同条第1項で備品の定義がされており、デジタルカメラは備品に該当すると考える。他の部署では備品として分類しているところもあり、同じ物品を金額により消耗品と備品に区別することは適切ではない。全庁的に見直し、明確な統一基準に基づき管理していただきたい。

未満児給食食材を同一業者から毎月平均20万円前後購入しているが、契約書は作成されていない。瑞穂市契約規則の規定による契約書の作成を省略できる場合に該当するとしても、請書等は必要であると考えるので是正すべきである。また、同じく毎月購入しているおやつについても契約行為が必要ではないか、検討いただきたい。

保育料の収入未済が全保育所合計で841万960円あり、そのうち、牛牧第2保育所は20万1,300円となっている。現在、その解消策の一つとして、子ども手当からの天引きを強く要望しているところであるが、瑞穂市の場合、保育所への児童の送迎は保護者が行っていることから、保護者と接する機会のある保育所職員（所長及び保育士）にも協力を求め、送迎の機会を活用する等検討され、今現在以上の収入確保の努力をお願いしたい。

次に、保育所については、増築に伴い、増築部分に新たに玄関が設けられたことによりできた既設部分の玄関前スペースがもっと有効活用できるものとする。現在、借地している駐車場も手狭という現状を踏まえ、早急に検討いただきたいとの報告でした。

また、12月1日に上水道課を対象に実施されました。財務の執行については、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。水道施設設備については、上水道普及率の向上や水の安定供給のための配水設備拡張及び改良工事、老朽化や耐用年数に伴う施設の更新、さらには、瑞穂市水道ビジョンや現在策定中の幹線管路網整備計画に基づき、計画的に整備を進めるとともに、整備に必要な建設改良積立金の計画的な積み立てと活用を図られたい。

有収率については、有収率は毎年下がり続け、平成21年度には76.2%となったが、平成22年

度は漏水対策の成果が見られ79.0%となっている。これまで市内を4ブロックに分けて行っていた漏水調査を3ブロックにして早期発見を図っているが、その他の原因究明にも努められたい。有収率の向上は営業収益の増加につながるの、まずは合併時、平成15年度の88.2%に戻るよう努力されたい。

使用料については、未収金対策として支払い督促の申し立てを実施されたが効果が得られず、今後は文書催告、臨戸催告、架電催告で徴収していくとのことであるが、催告事務報告書だけでなく、滞納整理カードも有効に活用して未収金の徴収に努められたい。また、納付書を下水道使用料と一本化することが収納率の向上につながるのか、検討されたい。

減債積立金について、現在は地方公営企業法第32条及び同法施行令第24条の規定に基づき積み立てられているが、同法の一部改正により、平成24年度からは積み立て義務が廃止となる。そのため、瑞穂市水道事業としての積み立て根拠が必要となると考えるので、早急に検討して明確にされたい。

みずほ公共サービス(株)への委託について、同社への委託業務は、すべて同社からだけの見積もり徴収による随意契約となっている。他課の同社への委託業務も同様であり、積算が行われていなかったため、適正な積算に努められたい。

土地貸付料については、固定資産税評価額をもとに算出されているが、合併以降、同一金額となっているために見直しがされているか定かでない。今後は、適正に賃料を算出されたい。また、現在の事務所、倉庫などは市の施設を利用していると思われるが、公営企業として使用貸借が必要でないか検討いただきたい。

在庫管理については、前回、平成19年8月に監査を実施した際に、適切・効率的な管理をお願いしたところ、在庫データを管理するようにして月末に確認する体制にされていた。また、在庫も必要最小限に努めて保管スペースが縮小されていたとの報告でした。

3件目は、地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査の報告を、同条第5項の規定により包括外部監査人から受けております。監査は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、補助金等(補助金、負担金、交付金)の執行状況について行われ、原則として平成22年度を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成21年度以前の各年度及び平成23年度の執行分についても対象とした。監査結果報告については、お手元に配付してありますとおりですので御確認ください。

4件目は、市議会議長会関係の報告です。

平成24年2月3日に第267回岐阜県市議会議長会議が郡上市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議では、平成23年7月6日から平成24年2月2日までの会務報告の後、平成24年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも可決されました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は7月に下呂市で開催される予定です。

5件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

平成24年2月13日に同組合の平成24年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、平成23年度補正予算、平成24年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成24年度当初予算の3件でした。

平成23年度補正予算は、歳入歳出をそれぞれ2,255万円増額し、総額を17億151万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、財政調整基金繰入金を2,255万円増額するものです。

歳出の主なものは、衛生費の清掃費2,255万円を増額するもので、これは電気代等の光熱水費の増加や、排ガス対策工事を行うための工事費を計上したことによるものです。

平成24年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成22年度ベースから平成23年度ベースに改める内容です。平成24年度予算については、総額が15億1,322万5,000円となり、平成23年度当初予算と比較すると1億3,697万1,000円、率にして8.3%の減となります。

歳入の主なものを前年度と比較すると、加入団体負担金3,654万1,000円の増額、衛生手数料1,271万5,000円の増額、財政調整基金繰入金1億4,265万9,000円減額するものです。

歳出の主なものは、衛生費の施設建設費で、新たに最終処分場実施計画事業として委託料4,410万円の計上と、公有財産購入費では、昨年度で最終処分場の用地購入が終了したため2億6,011万1,000円を減額するものです。

当市の平成24年度負担金は2億3,393万2,000円で、平成23年度に比べて595万6,000円、2.6%ほどふえており、全体の21.6%を占めています。

これら3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 6件目は、平成24年第1回もとす広域連合議会定例会について、庄田昭人君から報告を願います。

4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） おはようございます。4番 庄田昭人です。

議長より御指名をいただきましたので、平成24年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告します。

第1回定例会は2月15日から22日まで8日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は8件で、内訳は、条例の一部改正を行う議案2件、平成23年度の補正予算3件、平成24年度の当初予算3件でした。

条例の一部改正については、障がい者制度の見直しによる関係政令の公布に伴い、所要の改正を行うもの、介護保険法の規定に基づき平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を制定するものです。

予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、平成23年度補正予算を定めるものと平成24年度当初予算を定めるものです。

平成24年度当初予算については、3会計の合計で72億933万9,000円となりました。これは、平成23年度当初予算の3会計の合計に比べ、金額で3億7,175万円の増額、率では5.4%の増となっております。

当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計では総額で4億4,331万3,000円となりました。主なものとしては、総務費では、総務管理費の備品購入費で公用車の新規購入として209万8,000円の増額、衛生費のし尿処理費の委託料703万4,000円の減額などがあります。平成23年度当初予算と比較すると114万円、0.3%の減となります。

介護保険特別会計では、総額が58億3,551万5,000円となりました。主なものは、保険給付費の4億2,078万7,000円の増額で、これは高齢者の増加など、利用者の増による給付費の伸びを見込んだもので、特に地域密着型介護サービス給付費が1億7,976万円の増額、居宅介護サービス計画給付費が1,681万2,000円の増額、介護予防サービス給付費が3,394万5,000円の増額となっています。平成23年度当初予算と比較すると4億5,851万5,000円、8.5%の増となります。

老人福祉施設特別会計では、総額が9億3,051万1,000円となりました。主なものとしては、通所介護事業費における職員1名及び補助職員の介護職員1名の、合わせて2名の減により1,127万6,000円の減額、施設介護事業費における介護嘱託員2名及び補助職員の介護職員1名の、合わせて3名の減により1,730万5,000円の減額などがあります。平成23年度当初予算と比較すると8,562万5,000円、8.4%の減となります。

3つの会計を合計した瑞穂市の負担金は5億3,521万1,000円となり、平成23年度に比べ368万7,000円、0.7%の増となります。

提案された議案は、広域連合長より提案理由の説明のあと、所管の常任委員会に審査を付託し、2月22日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

すべての議案の採決が終わった後、広域連合長の藤橋礼治議長から議長の辞職願が提出されました。議会で議長の辞職願を許可した後、議長選挙が行われました。選挙の結果は、本巢市の道下和茂議員が議長に当選されました。議長が決定した後、しばらく休憩しましたが、休憩中に村瀬明義副議長から副議長の辞職願が提出されました。議会で副議長の辞職を許可した後、副議長選挙が行われました。選挙の結果は、当市の松野藤四郎議員が副議長に当選されました。その後、議会選出の立川良一監査委員から監査委員の辞職願が広域連合長に提出されました。広域連合長はこれを承認し、後任の監査委員に北方町の鈴木浩之議員を選任することに議会の同意を求める議案を追加上程し、議会はこれに同意しました。

次に、2月22日、現在の委員の任期が満了することに伴い、もとす広域連合議会委員会条例

第7条第2項の規定によって、議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任が行われました。選出の結果、議会運営委員に藤橋礼治議員と広瀬武雄議員が、総務介護常任委員に小川勝範議員と広瀬武雄議員が、老人福祉常任委員に松野藤四郎議員と藤橋礼治議員が、療育医療衛生常任委員に山田隆義議員と土田裕議員、そして私、庄田昭人がそれぞれ選任されました。

なお、各委員会で行われる委員長と副委員長の互選については、現委員の任期が満了した後しか行えませんので、任期満了後、最初に開催される委員会において互選されます。

以上、平成24年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これら定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上、報告を終わります。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

平成24年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてでございます。

平成24年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成24年2月21日、午後1時30分より岐阜市柳津公民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席をしましたので、その状況について報告をいたします。

議案は4件であり、その概要は次のとおりであります。

議案第1号でございます。平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,629万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村からの分担金及び負担金で2億549万円、財政調整基金繰入金2,600万円、繰越金4,203万4,000円などであります。

歳出の主なものは、議会費160万8,000円、総務費2億4,768万8,000円、民生費2,600万円などであります。

次に、議案第2号平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128億3,280万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金357億887万円、国庫、県支出金858億1,898万4,000円、支払基金交付金870億5,088万8,000円、特別高額医療費共同事業交付金5,487万5,000円などであります。

歳出の主なものは、総務費としまして5億7,175万3,000円、保険給付費2,095億7,970万1,000円、県財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金2億4,592万6,000円、ぎふ・すこやか健診等を市町村へ委託する保健事業費4億5,841万7,000円などであります。

次に、議案第3号平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,976万5,000円を追加し、2,060億1,030万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金657万9,000円減額、国庫支出金12億3,165万9,000円増額などであります。

歳出の主なものは、特別高額医療費共同事業拠出金468万5,000円増額、基金積立金として後期高齢者医療制度臨時特例基金11億9,376万1,000円増額などであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年を通じて財政の均衡を保つこととされています。平成20年度の制度施行後、2回目の改定期を迎えます。当広域連合は、所得割額、均等割額を据え置いてきましたが、医療費が増高し、保険料の見直しが避けられない中、大幅な引き上げを抑えるため、県財政安定化基金6億6,000万円を活用し、所得割を7.39%から7.83%に、均等割額を3万9,310円から4万670円へと改定するものであります。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する均等割額の軽減特例措置を平成24年度においても同様に継続するために附則を改正するものであります。

以上4件の議案について質疑討論はなく、採決の結果、すべて可決されましたことを御報告いたします。なお、詳細につきましては、市民部医療保険課に資料を保管してありますので、ごらんをいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、報告第1号専決処分の報告についてであります。

平成23年11月9日、瑞穂市只越地内において、市職員運転の公用車による交通事故により相手車両が破損した事故について、市の過失割合を4割として和解し、賠償額8万8,578円を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第1号から日程第36 議案第32号までについて（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第1号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第36、議案第32号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから所信並びに提案説明をさせていただきます。

新しい年も、はや2カ月が経過しようとしています。暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。まずは議員各位、市民の皆様におかれましては余寒お見舞いを申し上げますとところでございます。

さて本日、平成24年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼を申し上げますとところでございます。定例会の開催に当たりまして、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災から間もなく1年、復興に向けた関係各位の不断の御努力によって、ようやく明るい兆しが見え始めてきました。暗い話題が多かった昨年から一転し、ことは明るい年にしたいという気持ちを皆様お持ちのことと思います。

例えば、スポーツではことしの夏にロンドンオリンピックが開催されます。昨年、国民に感動を与えてくれたサッカー女子ワールドカップ「なでしこジャパン」の活躍以上に、我々に夢と希望、感動を与えてくれるのではないのでしょうか。

また岐阜県においては、秋には「ぎふ清流国体・清流大会」が開催されます。既に先行開催されました冬季大会では、岐阜県選手団の健闘もあり、大盛況のうちに幕を閉じたと聞き及んでおります。ここにも、ことはすばらしい年になってほしいと、だれもがそう願う期待感があるのではないのでしょうか。

そう思うにつけ、今の日本の国政を俯瞰いたしますと、非常に混沌としており、先行きが不透明でありますので、私の考えについて申し上げたいところではありますが、それは別の機会に譲るといたしまして、我が瑞穂市におきましては、ことしで新市誕生以来10年目を迎えることから「夢のある市」として着実にまちづくりができるよう邁進していく覚悟であります。この4月からは「まちづくり基本条例」がスタートします。議会の皆様、市民の皆様と力を合わせ、参画と協働でまちづくりを進めてまいりたいと意を強くしております。

それでは、平成24年度予算案が出そろった本定例会に当たり、新年度に向けた事業及び施策について御説明を申し上げます。

2期目の市政を付託させていただいて間もなく1年となりますが、私の掲げました2期目のマニフェスト「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」を着実に進めてまいります。

その第1点目は、別府排水機場改修事業であります。犀川統合排水機場の整備、花塚排水機場の改修に引き続き、老朽化した別府排水機場を更新して水害のないまちづくりを目指します。

2点目は、公園新設改良事業であります。新年度では、公園造成整備に牛牧、中宮、横屋を、用地確保では野田新田、野白新田を予定しており、憩い、潤い空間を創出するとともに、災害時には避難場所にもなる公園の整備を進めてまいります。

3点目は、防災事業であります。さきの東日本大震災の教訓を踏まえ、地震ハザードマップ、各校区ごとに防災備蓄資機材を配備し、従来にも増して安全・安心を確保できる体制を推進、整備します。

4点目といたしましては、芝生緑化事業であります。新年度では、本田第2保育所、牛牧第2保育所、南保育・教育センターの3つの園庭を芝生緑化し、園児に優しい居場所を提供するとともに、周辺地域にも潤いある空間づくりを進めます。

5点目は、学校等施設整備に関して、平成23年度の施設点検調査で緊急修繕が必要と判断した穂積中学校、巢南中学校の両体育館の天井落下防止工事を実施、また穂積北中学校の大規模改修設計に着手をいたします。

なお、牛牧小学校校舎整備に関しましては、合併特例債の活用期間が5年間延長される国会審議の動向を見きわめ、対応を図ってまいります。さらに保育所施設では、穂積保育所の園庭と駐車場の整備及び南保育・教育センターの用地取得について予算配分をいたしました。

6点目は、スポーツ・体育施設整備に関して、生津ふれあい広場の再整備を図ります。御承知のとおり、生津ふれあい広場は平成15年度の合併特例事業ではありますが、活用がいま一つ十分でない状況で経過しております。そこで、再整備をして、より有効に市民の皆様が活用できる広場へと改修するものでございます。この背景には、今後、穂積中学校の運動場を拡張する目的もありますので、よろしく御理解をお願いいたします。

7点目は、市内交通体系基盤の整備としての道路新設改良事業であります。平成20年度に着工した西部環状道路は、平成24年度においても引き続き推進していくほか、市内一般道路の整備についても計画的に実施をしてまいります。

最後になりますが、8点目は、合併10周年事業とぎふ清流国体・清流大会であります。瑞穂市は平成25年5月1日に市制施行10周年となります。この節目を迎えるに当たり、合併10周年事業で機運を盛り上げてまいります。

具体的には、ことし5月のNHKのど自慢大会、旧2町をつなぐ、まさにかけ橋となる下犀川橋の開通式、8月の非核平和コンサート、11月のふれあいフェスタ、文化講演会等を開催し、来年5月には合併記念式典を企画しております。これらの催しは、市民の皆様が主役であり、市民参加・参画の絶好の場と考えています。まちづくりは人づくりである具体的なチャンスでもありますので、これを目的に、仮称でございます10周年事業実行委員会を市民に呼びかけ、まちづくり基本条例にある市民参画から始めていきたいと計画をいたしております。

また、秋のぎふ清流国体・清流大会は、当市では正式競技としてボウリングのほか、炬火リ

レー、ターゲット・バードゴルフ、ゲートボールも開催予定であり、これらも10周年事業とあわせて盛り上げ、成功に導きたいと考えておりますので、議員皆様の御協力、御参加を賜りませうようお願いを申し上げます。

さて、今回上程します議案は、人事案件が2件、規約の変更に関する案件が3件、基本計画の策定に関する案件が1件、指定金融機関の指定に関する案件が1件、契約の締結に関する案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が9件、平成23年度予算の補正に関する案件が7件、平成24年度の当初予算に関する案件が7件、市道路線の認定及び廃止に係る案件1件の合計32件であります。本議案には、さきの定例会で成立しました議会基本条例に基づく任意的議決事項の案件や、包括外部監査結果を受けて措置する案件が含まれておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第1号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 横山博信氏の任期が平成24年3月31日に満了となることから、引き続き同氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 不破齊氏の任期が平成24年6月30日に満了となり退任されることから、新たに平田芳子氏を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等により外国人登録法が廃止され、外国人住民に住民基本台帳制度が適用されるため、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を改正するものであります。

議案第4号でございます。岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてであります。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法の一部が改正され、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を岐阜地域児童発達支援センター組合とするため、規約を改正するものであります。

議案第5号でございます。証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等により外国人登録法が廃止され、外国人住民に住民基本台帳制度が適用されるため、住民サービスの向上を図る目的で交わした関係市町との証明

書の交付等の事務委託に関する規約を改正するものであります。

議案第6号でございます。瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについてであります。

瑞穂市第1次総合計画につきましては、平成18年3月定例会において、基本構想の御承認をいただいているところでありますが、策定より5年が経過した現在、市を取り巻く社会情勢及び経済情勢は大きく変化をいたしております。そこで基本構想に沿った、これからのまちづくりを進める上で指標となる将来の目標や施策、事業を見直し、まちづくり基本条例にある参画と協働を推進するため、新たに後期基本計画を定めましたので、瑞穂市議会基本条例第10条第2項の規定により、議会にお諮りするものでございます。

議案第7号でございます。瑞穂市指定金融機関の指定についてであります。

市の指定金融機関の指定は、穂積町・巣南町合併協議事項調整方針に基づき、3年ごとに公金の取り扱いにおける経験、信頼性、利便性及び事務取扱の精通度等を総合的に勘案して、見直しを行ってまいりました。今回、平成24年4月30日の見直し時期を迎えるに当たり、改めて金融機関の名称及び期間を定め、指定するものであります。なお、指定金融機関の変更はありません。

議案第8号でございます。包括外部監査契約の締結についてであります。

包括外部監査については、平成22年度より、税理士、公認会計士の所洋士氏を外部監査人として契約しており、平成24年度の包括外部監査においても、同氏と引き続き契約したいので地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号でございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等により外国人登録法が廃止され、外国人住民に住民基本台帳制度が適用されるため、市の関係条例の改正を行うものであります。

議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてであります。

公共施設の利用につきましては、第2次瑞穂市行政改革大綱、並びに平成22年度包括外部監査、公の施設の管理運営のあり方についての結果より、受益者負担の適正化が指摘されておりました。これらの指摘に基づき、各公共施設の使用料はどうあるべきかを検討しまして、市民センターほか36施設の使用料を見直すべきとの判断に至りました。見直しの幅は、市民の皆様へ急激な負担にならないよう、おおむね1倍から1.3倍とし、同時に各条例の減免規定も見直して統一しましたので、何とぞ御理解をお願いいたします。改定日は、利用者への周知期間を考慮して平成24年10月1日からとし、関係する11の市条例を一括して改正するものであります。

議案第11号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉政策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、介護補償の規定に係る条文の改正を行うものであります。

議案第12号でございます。瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。

政治倫理に関する市民の調査請求権及び市長、議員等が起訴された場合等に開催する必要がある説明会の開催請求権について、地方自治法における選挙権を有する者を請求権者に明確化する等の整備を行うために条例を改正するものであります。

議案第13号でございます。瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正に伴い、相談員事務が市に権限移譲される身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬並びに保健センター管理医の報酬を支払うため、市条例の改正を行うものであります。

議案第14号でございます。瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

当該審議会の委員の任命につき、市民のほか識見を有する者等、適任者を任命できるよう市条例の改正を行うものであります。

議案第15号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布等に伴い、市条例の改正を行うものでございます。

議案第16号でございます。瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が廃止されたため、引き続き維持するため、市条例で規定するものであります。

議案第17号でございます。瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、障害施設の設置基準の緩和を行うため、市条例の改正を行うものであります。

議案第18号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,632万6,000円を減額し、総額160億6,201万2,000円とするものであります。また、繰越明許費において3件追加するほか、地方債の補正

において1件の起債額を変更するものであります。

今回の補正予算では、年度末の締めにあたりまして4億9,231万7,000円を減額するほか、追加変更事業等に1億599万1,000円を増額する内容としました。

歳出の主なものは、増額が、総務費で財政調整基金等への積み立てに7,420万8,000円、民生費で国民健康保険事業特別会計への繰出金に2,335万8,000円、グループホーム防災改修支援として介護基盤緊急整備基金補助金456万7,000円、生活保護扶助費に437万4,000円、消防費で水道事業会計繰出金に718万円であり、減額が、総務費で文書広報費に2,140万4,000円、財産管理費に1,407万5,000円、民生費で障害者福祉費に1,701万3,000円、子ども手当費に6,474万円、保育所費に6,338万2,000円、衛生費で塵芥処理費に7,283万2,000円、コミュニティ・プラント費2,219万4,000円、土木費で道路改良費に2,550万円、下水道費に2,974万6,000円、消防費で常備消防費に2,912万8,000円、教育費で小学校管理費に2,924万8,000円であります。

繰越明許費は、老人福祉事業の介護基盤緊急整備等臨時特例基金補助事業456万7,000円、道路新設改良事業として十九条地内の市道7の2の84号線工事費2,200万円、橋りょう新設改良事業として下犀川橋架替整備事業1,004万2,000円を追加するものであります。

次に、歳入の主なものは、市税で法人市民税の現年度分の増収、滞納整理等の徴収努力により4,260万円増額、補助事業完了、精算見込みに伴う国及び県支出金が1億2,552万8,000円減額、財源調整に伴う公共施設整備基金繰入金2億8,462万6,000円の組み戻し、地方道整備事業の減額に伴う地方債1,400万円の減額であります。

次に議案第19号は、平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,140万1,000円を減額し、総額44億6,321万円とするものであります。

歳出の主なものは、介護納付金、高額医療費の共同事業拠出金が確定したことにより5,816万1,000円減額し、基金積立金を4,998万2,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税の過年度分の徴収に努めたことにより3,186万3,000円を増額し、国庫支出金、療養給付費交付金等がそれぞれ概算確定したことにより1億970万5,000円減額となりました。

次に議案第20号でございます。平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万1,000円を減額し、総額3億4,478万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が209万6,000円減額となり、歳入についても後期高齢者医療保険料を同額減としました。

議案第21号でございます。平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万2,000円を減額し、総額2億7,870万3,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給食日数等の確定見込みにより減額するものであります。

議案第22号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,144万5,000円を減額し、総額1億6,884万7,000円とするものであります。

補正の主な理由は、施設修繕、下水道工事費等の減額であります。

議案第23号は、平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ458万5,000円を減額し、総額2,427万円とするものであります。

補正の主な理由は、施設修繕費の減額であります。

議案第24号は、平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）であります。

業務予定量におきまして給水戸数を100戸追加し、年間総給水量を7万2,864立方メートル減量するものであります。収益的収入及び支出において、収入を646万6,000円減額し、支出を1,492万2,000円減額するものであります。資本的収入及び支出におきましては、収入を1,578万1,000円増額し、支出を2,714万1,000円減額するものであります。

なお、資本的支出に対し収入が不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

いよいよ議案第25号からは平成24年度関係の予算でございます。

平成24年度瑞穂市一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151億5,000万円と定めるほか、1件の継続費及び4件の債務負担行為の設定、さらに3件の地方債の借り入れ等を定めるものであります。前年度と比較しますと3億1,900万円増額、2.2%増であります。平成23年度当初予算は骨格予算であったため、肉づけ後の6月補正予算と比較しますと1,953万8,000円の減額、0.1%の減であり、ほぼ前年度水準の予算規模といたしました。

歳出の主なものを款別に述べますと、総務費では、合併10周年記念事業費に2,049万9,000円、瑞穂市議会議員選挙費に2,388万5,000円、民生費では、福祉医療費に6億747万8,000円、子どものための手当に12億6,549万7,000円、保育所費に11億4,975万円、衛生費では、塵芥処理費に6億5,302万9,000円、農業費では、農業振興費に5,484万3,000円、土木費では、道路改良費に3億5,651万9,000円、公園費に2億7,122万9,000円、都市下水路費に1億6,416万4,000円、消費費では、常備消防費に10億3,415万8,000円、防災費に7,865万4,000円、教育費では、高等

学校就学奨励一時金みずほ桜入学祝い金に60万円、小学校管理費に2億6,234万円、中学校管理費に2億803万6,000円、ぎふ清流国体費に7,520万円、体育施設費に3億6,241万2,000円、公債費では13億4,916万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものは、市税では個人市民税で24億5,580万円、法人市民税で3億5,150万円、固定資産税で29億4,438万7,000円を見込み、国からの交付金では、地方交付税等で33億1,600万円を見込み、国庫支出金では、子どものための手当負担金、生活保護費負担金等で17億5,107万1,000円、県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金、福祉医療費補助金等で8億9,785万7,000円を見込み、繰入金では、不足財源の補てんとして減債基金より1億5,500万円、公共施設整備基金より3億9,700万円それぞれ繰り入れ、市債は地方道整備事業、別府排水機場改修事業に2億5,700万円、また臨時財政対策債9億5,000万円を組み、財源を確保いたしたところでございます。継続費では、合併10周年記念事業として平成25年度までの2カ年の年割額を設定しました。

以上が概要であります。国が示しました平成24年度通常収支分の地方財政計画は中期財政フレームに基づきまして、平成23年度と同水準が確保されているものの、依然として財源確保が困難な状況に変わりはありません。

これは瑞穂市においても同じであり、新年度は税収が落ち込む中、所要の財源を確保しつつ市債発行を抑制してプライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支を黒字に転化させました。これからも堅実で効率的な財政運営を図ってまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議案第26号でございます。平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,218万5,000円とするものであり、前年度より3%の増であります。

歳出の主なものは、保険給付費29億7,049万9,000円であり、前年度より1億5,113万7,000円増額となっております。

また後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等は8億1,262万4,000円であり、前年度より859万6,000円増額となっております。

歳入の主なものは、保険税が12億1,387万6,000円で前年度より256万8,000円減額となりました。これは保険税率の改定によるものであります。

医療給付費に対応する公費負担分として国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金は14億1,891万9,000円であり、前年度より1億1,179万円増額となっております。また基金からの繰り入れは1億3,660万5,000円といたしました。

議案第27号でございます。平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,853万1,000円とするものであり、前年度より

8.8%の増であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億4,642万7,000円であり、内訳は保険料と事務費、保健事業費の負担金であります。

また保健事業費において、健康診査としてすこやか健診と人間ドック健診の助成に1,606万1,000円を計上いたしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2 億8,185万4,000円であり、前年度より2,246万4,000円増額となりました。これは、保険料の改定による増加であります。

議案第28号でございます。平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億8,896万1,000円とするものであり、前年度より0.7%の増であります。

なお、平成24年度の給食日数は、児童・生徒等6,722人の220日分を見込んでおります。

議案第29号でございます。平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億7,751万9,000円とするものであります。前年度より6.7%の減であります。

また債務負担行為で利子補給 1 件を設定しました。

歳出の主なものは、管路整備事業等工事請負費900万7,000円、公債費償還 1 億1,522万2,000円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料5,612万9,000円、一般会計からの繰入金 1 億64万8,000円あります。

議案第30号でございます。平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,699万1,000円とするものであります。前年度より6.5%の減であります。

歳出の主なものは、業務委託費といたしまして750万円、公債費償還1,091万2,000円あります。

歳入の主なものは、使用料732万7,000円、一般会計からの繰入金1,865万8,000円あります。

議案第31号でございます。平成24年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

業務の予定量を給水戸数 1 万5,100戸、年間給水量453万3,200立方メートルとして積算をいたしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を 4 億6,754万5,000円、支出予定額を 4 億3,334万円と定め、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入を6,620万8,000円、支出予定額を 4 億2,249万1,000円と定めるものであります。

なお、資本的収支の不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補てんするものであります。

最後になりましたが議案第32号でございます。市道路線の認定及び廃止についてであります。

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、新たに13路線を市道認定し、8路線を廃止するものであります。新たに認定する市道は、道路改良事業による3路線、宅地開発に伴う管理引き継ぎ10路線であり、廃止は道路改良事業による6路線と宅地開発に伴う2路線であります。

以上、32件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時03分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号及び議案第2号の2議案を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号及び議案第2号の2議案は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第5、議案第1号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 御質問を申し上げます。改革の西岡一成でございます。

この同意を求める前提について、ちょっと御質問を申し上げたいんであります。

実は2月10日に教育現場の退職者という方から匿名の投書が届いております。これは私のみならず、皆さん方にも届いておられるのかと思いますけれども、その内容は、教育指導上の問題点、それから私行上の問題点等、数点が記載をされております。

そこで、そういう内容の投書等について、市のほうには私どもと同じように来ておるのかど

うか、まずその点について確認をさせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私のほうにも匿名でそういった投書は来ております。私のほうへ直接いろんな意見が入ってくればあれですが、匿名の文書ということで、こういう考えの方もあろうかと。いろんな市民がお見えになりますので、あるなということは感じておりますけれども、そういう文書が来ておることは間違いありません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 匿名の投書が来ておるということは、同一文書であろうかというふうに思います。

そこで問題は、じゃあそれに対してどうするかというのが執行部の態度だと思うんですね。まずやるべきことは、その中に書かれておることが事実であるかどうかということについて、しっかり具体的に把握をした上でなければ、同意をすとかしないとかということにはならないと思うんですね。

匿名ということは、その立証責任をなかなか問えない部分もあります。だからこそ、その匿名に書かれた事実を、執行部が提案をするわけでありますから、それに対する提案責任、説明責任というものが伴ってくるわけですね。それができない以上は、仮に提案しようと思っても実際問題は困難だというふうに思います。

ですから、私がお聞きしたいのは、しからば、そういう指摘された事項についての事実調査というようなものは、どこでどのようになされたのか。そのことについてお聞きをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） そのことについてお答えさせていただきます。

私のほうで事実確認をしたいと思ひまして、教育委員長を初めとしまして、また、ある学校側等々、また教職員等々の意見も十分聞き取りまして、私としましては4年間の実績等々も見まして、今回、再任という形でこの提案をさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げたい。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それぞれお聞きをしてということですがけれども、どういう内容、どこで具体的に聞いたという話はわかりませんので、私といたしましてはそうですかということなんですけれども、基本的には匿名であってもそこに指摘された事実一つ一つを明らかにする。本

当に私行上の問題についても、そういうことがあるのかなのか、本人はそれに対してどういうふうに答えられたのかという、先ほど申し上げた具体的内容に係る部分ですね。その事実は認められても、今度は、その事実そのものに対する価値判断というものがありますから、人それぞれの考え方というものがありますから、それがいわゆる法律に抵触をすることなのか、そして道義上の問題なのか、道義上は問題ないのかということ、一つ一つ具体的に判断をしていかなきゃいけないんですね。結論というのは、その最後の判断なんです。思いで、こうだからあだからとわあわあ言うべきではないんですね。きちっと客観的、具体的事実を踏まえて粛々と判断したら、結果的には同意だった、あるいは同意でなかったということなんです。

だから、私も今こういう質問をしていますけれども、別に横山教育長に個人的恨みつらみとかそういうものを持ってしゃべっているのではないです。いつも言っておるように、横山教育長であれ、堀市長であれ、前の市長であれ、同じ物差しでもって、同じように言うしかないんですね。チェックする側としては、それしかないんです。だから、私は何も個人的な思いというものはありません。

ただ、その事実を具体的につかんでいくプロセスが大事というのは、住民に対する説明責任をするときにも、それが生きてくるんですよ。信頼にかかわるんですよ。要は政治は信頼なんです。その信頼をつくるためにそのプロセスが大事なんです。プロセスを欠いちゃうと、いわゆる結論だけとか思いだけが先行してしまっ、感情的な議論に陥らざるを得なくなってくると思うんですよ。

ですから、今私が申し上げましたようなところを私心なく粛々と同意案件を出す以上は、やっていただけたかどうかというところをやっぱりチェックしたいわけなんですね。ですから、もう1回具体的にそこら辺の答弁を求めたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、西岡議員からいろいろ御指摘いただいておりますことにつきまして、時間もございましたので、私としましては、それなりにいろいろ当たりました。客観的にも、また道義的にもこれだなということで判断させていただきまして、4年間の実績等々も踏まえまして、これならということで、また本人にもいろいろ確認もさせていただきました。そういうところから、これは再任してもいいということが、今回提案をさせていただいております。どうかひとつ議員の皆さんの御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もちろん、教育委員会の教育委員長を初め、やはり学校関係の校長、また先生も1人ではなく何人かにそれなりに私が実際に聞きまして判断をさせていただきまして、今回、これなら再任してもということで提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 堀市長を信じないわけじゃないんです。それはそれといたしまして、私自身の態度の問題としてどうなのかということが問われてまいりますので、具体的にこの間、2月10日からですので、実際問題、その匿名の投書の内容について、私自身が具体的に調査をするだけの十分な時間がございました。したがって、調査はできておりません。ですから、この場で同意するとかしないとかということの結論を責任を持って出すことはできないのが現状であります。

今度が最後の議会であります。選挙もあります。落選するかもしれませんし、万が一、当選をされるとかということがありましたら、この投書の内容につきまして、継続して調査をさせていただいた上、その事実の確認をいたしまして、それに対する自分なりの判断を示す中で、しかるべき対応をさせていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

結論だけ言っておきますけど、棄権をさせていただきますからね。それも後で発言しませんので、議長、以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

議案第1号、教育委員と申しますか教育長さんに対する人事案件について、質疑をさせていただきます。

再任の提案ですが、今の西岡議員とのやりとりから4年間の実績を踏まえ再任したいという結論を市長は持たれて提案したということはわかりました。それをまず確認したかったんですけども、それはもうわかりました。

次の質疑に行きますが、実は私のところには1年2カ月の間に5通の投書が来ています。プラス内部告発と言っていいと思うんですが、具体的なものも来ております。これを確認すべく教育委員会と何回かやりとりしたんですが、資料は出せませんとか答えられませんということが多かったので、ここで幾つかを、投書は5通ございましたが、プラス1通、事実の指摘をこの場で、その中の何点かになります。確認させていただきます。

まず、教育長としてのビジョンとポリシーがないという内容があったんですが、この点について、できれば御本人に、または提案者の市長に、または両方の方にお答えいただきたいと思っております。

ビジョンというのは、辞書を引きますと、将来の理想とする見通し、構想、未来像だそうです。ポリシーというのは、それを実現するための具体的な政策ということだそうです。まず、

大きなこの質問からさせていただきます。以上です。あとは自席でお願いします。

議長（星川睦枝君） それでは、暫時休憩をとりたいと思いますので。

11時30分から開催いたしますので、お願いいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

議長（星川睦枝君） それでは再開いたします。

堀市長。

市長（堀 孝正君） 先ほど熊谷議員からございました教育の理念、ポリシー等々についての御質問ございました。私のほうから少し答えさせていただきます、後ほど本人もおりますので、細かいことは、また答えさせます。

いずれにしても、皆さんにこういった「みずほの教育」という資料はいつも出させていただいております。そういう中におきまして「光り輝くみずほの子」ということを理念に掲げまして施策をいろいろ打ってきたところでございます。

その1つとしまして、特別支援教育の充実ということで、この教育委員会に指導主事も配置しまして充実をしてきたところでございます。また、大きなこととしまして、私が掲げております子育てと教育の一元化におきましても、他の市町に先駆けまして取り組んでもらっておりますし、幼・保・小学校の連携ということで、まだまだこれから始まったところでございます。いよいよこれを充実させたいというところでございます。こういったことにも取り組んでいただいておりますし、また教員の資質の向上といいますが、こういうものにまでしっかり研究会を開きまして取り組んでおるところでございます、私は4年間の実績等々も踏まえまして、再任してもいいと最終的に判断をさせていただきました。

本人もおりますので、できれば本人からもこれまでのことにつきましてお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げて、議員の皆さんの御理解を賜りますようお願いして、私の答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 教育長。

教育長（横山博信君） 今、市長さんのほうからこの4年間の実績ということで紹介をしていただきましたが、私が初年、2年と特別支援に対してこの議会でもいろいろ話題にさせていただいて、それについて学校生活支援員、それから特別支援教育の担当の指導主事の配置、それから全小・中学校挙げての特別支援体制の充実ということで、また来年度以降もその方向で動くとしております。

また、大きく2つ目で子育てと教育の一元化ということで紹介していただきましたが、これにつきまして全国的にも先進的な取り組みを、また岐阜県からも指定を受けて、この2年間研究してまいりましたが、今回、そういったものの実績書がこの議会の最終日にはお配りでき

るかと思っております。

また、3点目の教員の研修につきましては、夏季研修を中心に、また1年間を通じての管理職研修等についても順次充実を図ってきたということで、自分なりに4年間やらせていただけたかなと思っております。以上です。

それから私の案件ですので、議長さんに許可を得て退席をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） ただいま教育長のほうから退席を求められましたので、許可します。

提案者は市長でございますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷議員。

2番（熊谷祐子君） 途中まで答えて、途中から答えないというのは大変おかしい形だと思えますが、投書の中には、学力が非常に落ちていると。これが市内全体なのか、ある学校、幾つかの学校なのかがわかりませんが、これがあります。これを調べようと思ひまして、学力テストとか、もう1つは進学率ですね。これについても高校進学率が落ちているとありますので、教育委員会に聞きましたら、一切出せないという答えでした。

この学力について、実際にこの4年間、市内の小・中学校といっても、まあ小学校だと高学年ぐらいだと思うんですけど、学テもそうですが、学力はどうなっているかお答えいただきたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の把握しておる範囲内でお答えをさせていただきます。

基本的な国語・算数・数学におきまして、実は私の把握しております関係におきましては、全国レベルよりは上でございます。また、岐阜県内におきまして、県内より小学校におきましてはレベル以上でございます。ただ、中学の一部の学校におきまして、1つの教科だけが、国よりは上でございますが、県内のあれより少し低い。それは1つの学校でございます。私の把握しておる的確なあれでございますので、お答えをさせていただきます。国よりも、すべてレベルは上でございます。小学校におきましては、県内でも上でございます。決して落ちておりません。そのことは、教職員の中にも知り合いがおりまして、そこら辺の調査も実はさせていただきました。

それから、私の口から言えるところでございますし、実績のあれもつかんでおりますので、それだけは自信を持ってお答えをします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ただいまの御答弁は、国や県に比べて上とか、ちょっと劣るものもあるという御答弁でしたが、私は今の議案に関して、ここ4年間ですね。今の教育長さんになってから、正確には3年何カ月だと思うんですけど、これで落ちているという指摘ですので、この経年で御説明いただきたいんです。

それを求めましたら、一切返答できないということでしたので、経年です。今の教育長さんになってからといいますと、その前と比べるわけですね。この4年間も比べるわけですが、それをお答えいただきたいんです。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 現況をお答え申し上げたところでございますので、御理解いただきますように。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ということは、現教育長さんになる前となってからと、それから、なっ  
てからの4年間に学力が上がったか下がったか、維持しているかということは、把握がないと思  
ってよろしいのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 現在そういう状況で、決して私は落ちていないと認識しました。

今回提案させていただきましたそこら辺も、実は私は調べさせていただいて提案をさせてい  
ただいておりますので、よろしく御理解いただきますよう。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 核心について、ちょっと御答弁がないので不明ですが、これを調べてい  
るうちに、瑞穂市の教育委員会からは、何回かやりとりしましたがお返事をいただけませんの  
で、周辺の5自治体と県教委に全部調べました。

そこからわかったこと、それから私がずうっと自分で勉強してきてわかってきたことも足し  
ますと、学力の把握というのが今大変難しいわけですね、実際に学力をどうはかるか、その物  
差しが。学力テストは抽出になったりしますし、県は平成15年から20年まで県独自の学力テ  
ストをやっておりますね、学習状況調査と言うそうです。しかし、これも県議会が予算を削った  
ということで、21年度からはなしになっているけれど、どうしてもやりたいということで21年  
度分は22年度にやったと。これについては、全小・中学校に弱いところもこのように指導しな  
さいという指導書までつけて配付しているということですから、ちょっとずれますけれど、教  
育長さんの任期とは。しかし、上がっているか下がっているか、弱いところがわかる、一応一  
つのそれは指標があるということがわかりました。これが1点です。

それから2点目は、そのような状況、進学率は各中学校がつかんでいるところと教育委員会がつかんでいるところと5市町それぞれでした。例えば不況になって進学率が落ちたりもする場合がありますから、これだけでは客観的に学力ははかれないということで、これは大変びっくりしましたが、羽島市では既に中日新聞、岐阜新聞に、それからホームページ上も本当にすばらしい発表ですね、情報量を初めて私は読みましたが。羽島市では、市独自の問題までつくり、指導も勉強し、全員が100点を取らせるといって2回、再度テストですね。小学校6年生と中学2年生でしたか、やっている。これは全部ホームページに出ていますね。

それから飛騨市と山県市は、市独自の問題ではないけれど、市販のテストを使って、やっぱり経年で学力を上げる、目に見える努力をしている。つまり、こういうところがふえてきているわけですね。こういう取り組みをしなければならないという認識はいかがですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私もこれまで町長の時代、また市になりまして、こういった選任同意をお願いしたことが何遍かあったわけですが、こういう質問をいただいたことはございません。私としましては総合的に判断させていただきまして、これならということで提案をさせていただいております。その点を御理解いただきまして、ひとつ御決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 総合的に判断するためには、各一つ一つの要素についての判断があつての上ではないでしょうか。そして総合的に判断するわけですね。学力をつけるというのは、学校の第一義的な仕事と羽島市教委は言い切つて、このことをやっているということです。

学力についてつけ加えるならば、岐阜市は教育立市というのを打ち出して立命館高校を呼ぼうとして失敗し、その後、私も一般質問の中で申し上げたことがあります。山県市出身の福田誠治氏という学識経験者を呼んで、議会と議員と市長と教育長と、そしてその学識経験者方でフィンランドまで視察に行きましたね。この間新聞にも出ましたが、学力をきちんとつける。しかも今までの詰め込みの知識ではなく、OECDのテストで日本の学力は落ちているという指摘があつたことに対して……。

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員に伝えます。今の議員のほうからは、教育委員会の内容の問題のような形になってきておりますので、今のこの問題については人事の問題でございますから、その辺のところをちょっと踏まえていただきましてお願いしたいと思います。

2番（熊谷祐子君） はい、わかりました。私の説明不足だったようですので、なお説明させていただきます。

教育は人なりと申します。それは教育と人の問題を言っているわけですね。教育は見えませ

ん。土木なんかのまちづくりと違って見えないんです。私の言葉で言えば、放射能の内部汚染と同じだと思っております。それぞれの人が頭の中に線量計を持たない限り、学力が上がったか下がったかも、人格を養っているかどうか、社会性を養っているかどうかはわからないんです。これが教育です。

その自治体の教育は、市長はもちろんですが、教育長さんの力、責任というのが非常に大きいわけですから、私はその観点で人事案件を非常に真剣に、投書もたくさんありましたし、それから、今ちょうど4月に向けてチラシを配っていますと、それは大勢の数え切れないほどの市民から教育を何とかしてほしいという声があります。そういう声を受けていない方は信じられないかもしれませんが、私はそうなんです。そういう代弁者として発言しておりますので。

それから教育は人なりの教育は見えないと、不可視であるということを申し上げましたが、もう1つは人なりですね。これが人事案件の難しさだと思います。どういう人が教育長さんになるかは本当に真剣に話し合わなければなりません。

私は、最近ではありませんが、あの教育長さんに賛成したのかどうかというのを問われました、ここ数年。賛成したよと言うと、なぜ賛成したのと言われました。だって知らなかったもんと言いましたら、知らない人だったら普通反対するでしょうと言われました。本当に反省しております、私は。安易に賛成することはできません。教育であり、教育は人なりの人ですから、人事案件ですから。

私の今の発言が的を射ていないとは思いません。学力の問題、これから本当に真剣に市には取り組んでいただきたいです。経年で、ちゃんと子供が学力を身につけていく。しかも、これから新しい学力です。OECDで指摘されたように、日本の子の学力は落ちているんです。B問題というのも、文部省は急に慌てて学力テストにつけ加えたんです。今までA問題、詰め込みの知識だけだったんです、日本は。

そして、岐阜県もかじを切っています。その福田さんと県の教育長さんは名古屋でフォーラムを開いています。それからフィンランドの視察は議員も出かけて、市民の報告会も岐阜市は開いております。羽島市の先ほど申し上げた試みも、やっぱり非常にせっぱ詰まった感がございます。

次に、保育・教育の連携について御質問を申し上げます。

教育長さんは、保育の所長会議へ出席は何回なさったのでしょうか。また、保育所現場への視察は何回あったのでしょうか。もう1つ、保育所と幼稚園の連携協議をどう進めていらっしゃるのでしょうか。3点について、保育・教育に関しての教育長さんの実績を御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今御質問3点あったと思いますが、突然の質問ですので、現在、私

は答えるだけの資料を持っておりませんので、申しわけありませんが、答えを控えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 失礼しました。回数まで聞いたのは私の手落ちでした。出席をなさっているのでしょうか。それくらいは御存じじゃないですか。所長会議、現場への視察、連絡協議、保育園と幼稚園の。しているかしていないかくらいはお答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） しておると認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 市民からはないという指摘がございましたので、確認させていただきました。

次に、穂中の2年生逮捕についてです。これも私も調べましたし、投書もございます。これについて教育委員会に聞きましたが、1つ目です。4月時にどういう暴力事件があったのか。2つ目に、4月から12月の逮捕までの間にどういう指導を親子ともにしたのか。こういう具体的な教育長としての態度ですね。事件、事故、問題児にどのような現場の校長、教員たちに指導したのかと。その結果、現場がどういうふうに対応しているのかと。これもお聞きしましたが、個人情報だから答えられないというお答えでした。そうですか。どういう指導をしたかなんて個人情報でしょうか。事件は新聞にも出、学校裏サイトでは、その子の名前も出ています。もう市民はみんな知っています。普通、逮捕事件があった場合、やむを得ず新聞は抑えるんですが、新聞も抑えず、その上、議員が聞いたときには、私は自分個人で聞いているわけじゃありませんから、投書がなかったら余り聞かなかったと思います。調査したわけですから。個人情報だから一切お答えできませんというのが教育委員会の答えです。今の質問にお答えください。

もう1回言います。4月時に暴力事件はということがあったのか。それから、その4月から12月の逮捕までの間に警告をしたというのは、何度も説明を聞いています。指導です、私が聞くのは。どういう指導をしたのか、お答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積中学校の生徒の件につきましては、今言われたように、4月からということですが、それまでに何度となくいろんな事件等がありまして、指導をしてきたということでもあります。それで、逮捕に至ったのも学校長の判断で、その場の判断で通報しますので、教育委員会へ相談してということじゃなしに、校長の判断でします。その後、教育委員

会はずぐ報告が来ますけれども、そういったことで、現場対応でやっております。

今、それまでの指導の内容ということですが、本人を特定できる可能性もありますので、そういったところは公表は控えさせていただいておるといことですので、この場でもちょっと控えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 冗談にしか聞こえませんが、どういう指導をしたかというふうにお聞きしているんですから、本人が特定されるから答えられないというのは、本当に空な言葉です。私が調べたところでは、警告はあったけれど一回も指導はなかったと確かな筋から聞いています。今度やったら警察を呼ぶぞと4月に言って、それまで親子に対していろいろあったときの連絡事項だけはあったけれど、指導は別になかったと。そして、急に逮捕になったんですね。

私が申し上げるまでもないと思いますが、親に対する指導も学校がすべきことだと思います。私も親のわけですけれど、その時代その時代、親も子も非常に時代の落とし穴に落ちるわけですね。今の親が落ちるのは、特に母親ですけど、仕事なんですね。今の親は働かざるを得ない親と働きたい親、特に母親を申し上げますが、やっぱり子育てはおろそかになります。そのときに、女性の進出、人権で働くことは大事だけれど、やっぱりおたくはもうちょっと子供の面倒を見てほしいとか、一般論としても個別指導としても、それがわかっていたなら、わからなきゃいけないしね、調べて。あの子は何で荒れているんだろうと。そういう指導が何もなかったというのは非常に問題だと思います。これでは教員は要らないという投書も来ております。これについても、はっきり個人情報だからと、答えは得られませんでした。

最後にもう1点申し上げますが、先ほど教育長さんでしたかおっしゃいましたね、最終日に議会に報告すると。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を議会に提出し、それから公表しなければならないと。これが地教行法23条にありますね、これも私、前に議会に申し上げました。そしたら急に出てきましたね。20年度分が21年の9月に出ているわけですね。その後、もちろんこちらも催促していませんが、21年分も22年分も出ていませんね、法律違反です。

この前、催促しましたら、この3月議会に出しますということでした。催促しなければ出さない、職務怠慢だと思います。いかがでしょうか、このことについては、21年分も出ていませんが。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） これにつきましては、議員おっしゃるとおりです。大変申しわけありません。指導力不足だったと反省しております。済みませんでした。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 以上で質疑を終わりますが、具体的なことについて、ビジョンやポリシーは具体的なことではありませんが、これが強力であれば、具体的なこともみずから押し上げる、実行する力になるわけです。そういうものがしっかりないから、冊子を持ってきて読み上げるだけではだめです。本当に下水に対するような困難も乗り越えていく、着々と人を説得していく、反対でやる気のない人も、市長は見事にこつこつとやっていらっしゃいました。市長室でも申し上げました。同じように教育もしてくださいと。

今、私は1つ目、ビジョンとポリシー、2つ目、学力の把握、3つ目、保育・教育の連携について実際の動き、4つ目、逮捕に至るまでの指導のあり方、5つ目、議会への報告並びに公表ですね。公表ですからホームページに出さなきゃならないわけですね。

この5点を抽出して投書から申し上げましたが、いずれもしっかり答えられるものはなかった状態ということがわかりました。質疑を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

感情的になってはいけないことは重々承知しておりますが、教育問題でこのような質疑をし、市民から多くの声が私に寄せられるとおりであるということが明らかになるのは、大変悲しいことです。残念なことです。

ここで、市の姿勢として、子供たちの数がふえ続けている瑞穂市として、どうか教育に力を入れていただきたいです。

私あてに来ました投書の拾い読みをいたします、全部はちょっと読めませんので。まず1年2カ月前に来たのが最初でした。

瑞穂の教育はどうなっているのでしょうか。市内の学校現場は閉塞感で覆われています。荒れている学校も多くあります。教育長は、何の見通しもないままに中身の無い授業を次々と始め、中身の無い教育論を語ってみえます。御立派な方なののでしょうか。実際のところわかりませんが、現場を見もせず暴言を吐き、表面的な言葉を並べ、職員を苦しめています。今年度の課長の考え方もトップと違わず、悲惨なものです。職員のやる気を奪っては、よい教育結果

は生まれません。

多くの病休者が出ているのはなぜなのでしょう。学校現場が荒廃しているのは、職員のせいでもなければ、ましてや問題行動を起こす子供たちでもありません。だれがこのような結果を生み出しているのか。それは火を見るよりも明らかであり、多くの職員や、最近では市民でさえ悟っているところでもあります。

教育は、政治やお金、机上の理論で動くものではありません。心があってこそその教育です。今のこの市には、残念ながら教育のトップに立つ方々に温かい心がないのでしょう。上辺だけの言動はすぐにわかります。子供の心、職員の心のわからない者に教育関係の上に立つ資格があるのでしょうか。

特に顕著に考えられるは、弱者に対する考え方です。疲れ切った職員に対してもさることながら、特別支援、反社会、非社会の子供たち、保護者の気持ちをどこまで理解しようとしているのでしょうか。物事の本質を見て、せめてわかろうとする努力をしていただきたいものです。

はっきり言って、ここまでわかりやすく対応を軽視している市は、この近辺には瑞穂市しかないでしょう。他の市の実態と比べてみてください。そして、上っ面だけで薄っぺらな現在の教育委員会の体制をどうか変えてください。この市で教育現場に携わる多くの職員が、今の現状に絶望感と虚無感を抱いています。このままでは、瑞穂市の子供たちは、彼らの虚栄心のための犠牲者です。皆が抱えている不満や本市の将来への不安をどこに訴えればよいのかと長い間考えていました。あなたに、熊谷議員に送るということが書いてあります。末端で働く者の一意見でしかありませんが、どうかこの市の教育を救ってくださいと。学校現場、そして子供たちの未来がどうかよい方向に動きますように。

これが来たのが1年2カ月前でした。心にかけていましたが、具体的な動きに私自身乏しかったです。

次に、ちょうど1年後の23年12月初めに来ました。最初のうちは、なぜ私あてに出すかということが半分以上書いてあります。後半に穂積中学が荒れているのではないかと、ここだけ読めます。

校舎のことが書いてございますが、その後に生徒たちの様子。最近、穂積中学の生徒たちの好ましくない姿を見かけることが多くなりましたと。これが具体的に書いてありまして、今、穂積中学はどんな様子ですかと。私には、何をどこから変えればよいのかは知ることはできませんが、温かい地域社会を望むだけでございます。どうか御尽力くださいと。

これは地域の住民だと思いますが、今のが去年の12月初め、月末にこういうのが来ました、3通目です。

お手紙をお書きしたのは教育委員会のことです。話題になっている教育委員会と清流みずほ保育園との疑惑、癒着はどうなっていますか。教育に身を置く人、議会議員があつてよいこと

でしょうか。また、荒廃した中学校をどうお考えでしょうか。ついに校内逮捕となりましたが、本当に警察が必要なほどの正当性の有無、校内で対応できない事態でしょうか。該当生徒の排除や他の生徒への見せしめと考えられます。教員は何のためにいるのでしょうか。生徒を導くためではありませんか。これでは教員は必要ありません。

次に、保育所や放課後児童クラブが教育委員会の所属になりましたが、何か変わりましたか。幼児支援課の職員の対応はよくなりましたか。放課後児童クラブも混乱していませんか。学校の教員が保育をしているようですが、よくなりましたか。私には、横山教育長になってからこの4年間に、学校の質、授業の質がかなり低下しているとしか考えられません。これらは、もはや学校の教員や市の指導主事、教育委員会職員の責任ではありません。教育のトップである教育長の責任問題です。この事態を改修するには、現教育長の任期も3月までと聞いていますので、新たに選任するしかありません。市内には、前県教育長、ほかにも候補はたくさんあります。現教育長の選任議案の提出があるまでに何とぞ調整をお願いします。万一、現教育長を再選任したなら、市長の責任、議決したなら賛成した議員の責任は重大です。

今のままでは、瑞穂の学校がどんどん衰退するだけ。目に見えないようですが、被害は前途ある子供になっています。現に、瑞穂の中学生の学力は低下し、進学先も悪くなっています。まだ今なら間に合います。教育長に優秀なる人材の起用の提言をお願いします。

私は、これを12月末に受け取って、ちょっと動きましたが、きょうまで無駄でした。

次に、ことしの2月7日に来たものです。

今の教育長さんの任期が3月に切れると聞きました。ぜひともかえてください。今の教育長さんは、瑞穂市の教育をどのようにしたいのでしょうか。子供たちをどのように育てたいのでしょうか。子供たちの将来に対する考え方もなければ、そのための方策も不明です。教育長さんの一番の仕事は、教育人事をつかさどることだと思いますが、御自分のかつての部下を優先し、優秀な校長や教員を引っ張ってくる考えも力もないようです。生徒や教員を指導したり支援することもなく、叱責するだけです。それでどうして生徒や教員が育っていけるのでしょうか。

保育所は教育委員会の管轄になったのに、所長会議に出席の様子もなく、現場に出かけたと聞いたこともありません。保育園と幼稚園の連携協議もありません。新年度から教育内容が大きく変わるのに、瑞穂市ではその対応もおくれています。市長さんや市議員さんは実態をどこまで把握できているのでしょうか。ビジョンとポリシーを持った教育長に交代してください。今の教育長を再任しないでください。瑞穂市の子供たちと先生たちと親たちのために。これが2月7日です。

2月20日に来たものが先ほど西岡議員が言ったものですが、これも途中から読みます。

瑞穂の学校のことでありますが、穂積の学校は県下でも高いレベルであり、質の高い授業が行われていました。当時は優秀な教員が穂積に集められ、その優秀な教員たちが今の岐阜県教

育の中樞を担ってきました。

ちょっと挟みますが、私は穂積の教育長さんたちとは随分議員になる前からやり合ってきました。それは、私は当時から今の教育はもう古いと思っていましたから、教育の中身についてやり合ったんですが、今の教育委員会は別に新しいとか古いとか中身の議論もできない状態だと思います。

しかし、今の瑞穂の教育はどうですか。後藤教育長のつくられた学校の特色は残っていますか。本田小の道徳教育、牛牧小の理科、生津小の英語教育、穂積小の総合力教育はどうなっていますか。見るも無残な状態です。しかも、横山教育長には全く危機感はありません。彼は教育への姿勢がよくありません。彼が教育者として欠けている一番の理由は、指導力のなさ、主体性のなさにありますと。その後、資質の問題がございしますが、ここは省略します。これでは瑞穂の教育長として託しても、学校は絶対によくなるばかりか、取り返しがつかなくなります。瑞穂を教育のまちに戻しましょう。

この後に、具体的にこの方が適任だという候補者が1人上げられていました。

今の瑞穂の教育にはハートで接することが必要です。心を豊かにさせる教育が必要です。教育の中身を充実させることは、横山教育長では絶対にできません。もうじき議会が始まります。横山教育委員の否決をお願いします。

これは瑞穂市民1人、2人の意見ではありません。聞いて調べてみてくださればよくわかります。市民の願いであるからです。どうかよろしくお願いします。

以上が、私のところに来た5通の投書です。次のは内部告発です。

教育長の資質について4年間の実績。

教育長としての資質に欠ける。ビジョンやポリシーがない。ちょっと省略して読みますが、短くして読みます。北中時代の部下を登用することを優先している。事なかれ主義。イエスマンの人事配置ばかりしている。教育長の言うとおりにならない者は登用しない。先輩の知恵や功労などは無視する。教育長の身を守るために、自分より目上の者や力量や知恵のある者の意見や指導を受けようとはしない。教育長の身を守るために、不祥事がないよう各学校長に対し厳しく対応する。事なかれ主義優先。具体的に幾つか書いてありますが、事件のときに校長たちを集めて通達、指導したことがないとか、他市と比較すると小学校長、中学校長のレベルが低いと書いてあります。教育現場をよくするという中身のある議論をしたことがない。単なる事務連絡だけである。教育長独自の言葉であいさつができない、借り物の内容である。幼保一元化体制にしたが、保育園と幼稚園の対応などの協議はしたことがない。所長会議は低調、教育長は参加していない。幼保一元化政策の変更に保育所の内容が変わったでしょうか。結果として全く変化がないということは、教育長の怠慢。保育の現場の大切さを教育長はわかっていない。教育長は幼保の現場に足を運んだことがない。教育長は、教育を改善するために教育予

算の獲得に努力したり熱意を示したことがあるか。来年度から教育が大きく変わるが、それに対する危機感や対応策がないと、こう書いてあります。

市長は、きょうの所信表明でも、それからホームページの新年のあいさつでも、まちづくりは人づくりとおっしゃっていますが、まちとしての人づくりは、社会教育、学校教育、生涯教育を含めて教育長さんがつかさどって、委託しているわけですね、市長部局としては。教育は人なりです。目に見えない教育は、どのような教育長さんを上に置くかということが重大です。

AさんとBさんが同じ言葉を言ったとしても、Aさんには反感を持ち、信頼がない場合でも、Bさんが言ったら、本当にそうだわと思うのが人だと思います、教育だと思います。そういうあいまいな教育であり、あいまいな人事を私たちは任されて、非常に難しいとは思いますが、心して裁決に臨みたいと思います。

最後に、匿名の投書とかを余り取り上げるべきではないというお声もございますが、そんなことを言ったら、御意見箱、市民提案箱なんて99.9%は匿名じゃないですか。あれは全部取り上げないんでしょうか、耳を傾けないんでしょうか。非常におかしいと思っています、私は。もちろん裏はとる、調査はすべきで、私もしようと努力をしましたが、とれない状態です。

以上、私の反対討論といたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 14番 山田でございます。

この投書は、私のほうへも何通か来ております。匿名であったとしても重要な御意見だと承って、私は私なりに東奔西走して、真実か真実でないかを含めて調べてまいりました。私の能力がある限り調べてまいりました。

人間には万能な人はいません。教育は特に難しい問題です。特に私は、小・中学校においては、義務教育課程の子供の教育は、私は能力あるなしにかかわらずレベルを一緒に上げていくべきだ。学習の能力の優秀な人はどんどん上げていく、ついてこなければ切り捨てるという教育課程ではございません。私はそういう観点から、道徳第一、その次に教育だと基本思っております。だから、投書は無記名であろうとも、そういうことを踏まえて、教育のトップとして、教育長としてすばらしいかすばしくないか、万能の人はございませんが、しかし、その要望、そういう御意見については謙虚に受けとめ、議員の一員として汚しております。

そういう中で、決定的な選任はできない、再任はできないということに至りませんでした。しかし、私は行政のトップの堀市長にもよく調べた上で再任にするかを決めてくださいよと。あとの決めるか決めないかは、議員が決めることなんです。そういう観点から、横山教育長は

教育長なりに、自分の能力のある限りやってこられたと思うんです。それについて市民の声は厳しい意見もありますが、それに対して、絶対否だという結論には至りませんでした。しかし、私以上に市長はいろいろな投書も含めて、意見も含めて聞かれておるとお思いますので、そういうことも含めて3月議会に臨んでくださいよと申し上げております。しかし、市長は市長なりに、あらゆる精査をした上で、この人事案件を提案されておるわけですから、この議案については、市長は首にかけて議会に総合的な判断をして提案をされていると思っておりますし、またそういう答弁もありましたので、それを信じ、私は決定的な問題点がない以上、賛成をさせていただきます。

そういうことでございますから、市長はより一層の高度な立場で厳しく今後の運営に当たっていかれると思っておりますし、横山現教育長が再任された場合は、襟を正して謙虚に反省をされて、教育長を執行なさるものと信じます。だから、そういうことも踏まえをしながら賛成討論とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから、議案第1号を採決します。瑞穂市教育委員会の委員に横山博信君を任命することに同意する方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願ひます。

起立多数です。したがって、議案第1号は同意することに決定しました。

日程第6 議案第2号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第6、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

これは再任しない理由というのは、どういうふうに考えたらいいんでしょうかという質問で

ございます。

〔発言する者あり〕

2番（熊谷祐子君） もう1回言い直します。

前任者をどうして続けないのでしょうかと訂正いたします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 現在、不破齊様におかれましては、人権擁護委員として本当に御尽力いただいております。それで、御本人から任期が切れるということでお話がありまして、一身上の都合によりましてやめるということをお聞きしております。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、人権擁護委員の候補者に平田芳子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者の推薦について、平田芳子君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、適任とされました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後0時29分

